

青森県のタクシー運賃改定

～申請率7割に到達し「改定要否の判断」を行います。～

東北運輸局では、令和4年11月7日に青森県のタクシー事業者から最初の運賃改定要請が提出され、その後、同地域における法人タクシー事業者から保有する車両の7割以上の運賃改定要請・申請がありましたので、運賃改定要否の判断を行います。

1. 運賃改定要請・申請受付期間

令和4年11月7日～令和5年2月6日

(受付期間末(令和5年2月6日)までは要請・申請を受け付けております)

2. 運賃改定要請・申請状況(令和4年12月22日時点)

(1) 要請・申請事業者数

79社(青森県全域 法人事業者数 96社)

(2) 要請・申請事業者車両数

1,714両(青森県全域 法人車両数 2,347両)

(3) 要請・申請率

73.03%(青森県全域)

3. 運賃改定要請・申請の内容

(要請・申請)	普通車	初乗り	1.0～1.2kmまで	630円～820円
		加算	219m～292mごと	90円～110円
(現行)	普通車	初乗り	1.2kmまで	640円～670円
		加算	292m～306mごと	90円

4. 運賃適用地域

青森県全域

問い合わせ先 東北運輸局自動車交通部 旅客第二課
担当者：庄司、本間
電話：022-791-7530